

船舶事故調査報告書

平成29年12月6日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	火災
発生日時	平成29年7月19日 12時00分ごろ
発生場所	広島県呉市倉橋島南西方沖 伝太郎鼻灯台から真方位183° 1,600m付近 （概位 北緯34° 05.6′ 東経132° 26.8′）
事故の概要	作業船 ^{ほうえい} 芳栄は、台船 ^{エムディーシーオー} MTCONo. 3をえい航して南東進中、火災が発生した。 芳栄は、甲板及び機関室に焼損を生じた。
事故調査の経過	平成29年7月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 作業船 芳栄、14.68トン 270-47246広島、有限会社中田造船所 14.50m (Lr) × 3.06m × 1.38m、FRP ディーゼル機関、198.60kW、昭和55年4月 B 台船 MTCONo. 3 なし、三ツ子島埠頭株式会社 11.5m × 10.0m × 1.00m、鋼、平成21年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年9月25日 免許証交付日 平成25年2月28日 （平成30年4月8日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 甲板及び機関室に焼損（全損） B なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、呉市音戸町三ツ子島ふ頭から無人で空船のB船をえい航して呉市倉橋町所在の造船所（以下「本件造船所」という。）に向け、主機を回転数毎分（rpm）約1,400にかけ、約3.5ノットの対地速力で倉橋島 ^{おおこう} 大向鼻西方を南東進中、平成

29年7月19日12時00分ごろ、船長がA船の操舵室前部窓の隙間から白煙が出てきたのを認めた。

A船は、船長が操舵室後方の機関室入口のハッチカバーを開けたところ、煙と火炎が吹き出したので、操舵室に置いてあった消火器1本及び機関室に設置していた1本を使用して消火を試みたが、鎮火しなかった。

船長は、乗組員と共に、船首部に一旦避難したがB船に移乗しようと思って船尾部に避難し、えい航索を引いてB船を引き寄せ、12時10分ごろ船長及び乗組員がB船に移乗した後、本件造船所の社長に本事故の発生を連絡し、その後、海上保安庁に本事故の発生を通報した。

A船及びB船は、来援した本件造船所の船により大向鼻近くの海岸に引き寄せられ、14時13分ごろ呉市消防局の消火作業により鎮火した後、本件造船所の船にえい航されて本件造船所に着いた。

(写真1～4参照)



写真1 焼損状況
(船首側甲板上)



写真2 焼損状況
(船尾側甲板上)



写真3 焼損状況
(機関室①)



写真4 焼損状況
(機関室②)

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

A船は、漁船として使用されていたものを、平成24年に本件造船所が購入して作業船として使用しており、操舵室前方に魚倉（本事故当時は物入れとして使用）が4個配置されていて、その後方に機関室

	<p>及び舵機室が配置され、機関室の上部が操舵室となっていた。</p> <p>機関室出入口は、操舵室後方の1か所だけであり、主機の燃料として、A重油を使用していた。</p> <p>A船は、ふだん、単独で使用されていて、その際、主機を約1,800rpmにかけて使用しており、台船をえい航するのは年に0～1回程度であった。</p> <p>船長は、本事故前日に主機の燃料、オイルの量などの点検及び試運転を行い、異常がないことを確認しており、本事故当日も、煙が発生するまで異常を認めなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>A船は、B船をえい航して倉橋島南西方を南東進中、機関室から出火したものと考えられる。</p> <p>A船は、機関室全体の焼損が激しく、出火した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が、B船をえい航して倉橋島南西方を南東進中、機関室から出火したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関室（小型船舶）には、火災探知機を設置することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

